

平成24年度 第13回 役員会議事要旨

日 時 平成24年9月12日(水) 10時30分～11時38分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 岩本理事, 宮崎理事, 緒方理事

欠席者 中島理事

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長

- 学長から, 平成24年度第8回～第12回の役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 協議事項 】

- (1) 佐賀大学海浜台地生物環境研究センターの廃止等に伴う関係規則等の廃止等について

学長から, 本件は, 佐賀大学海浜台地生物環境研究センターの廃止及び佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センターの改組に伴い, 関係規則等について, 所要の廃止及び一部改正を行うものである旨の説明があった。

また, 総務課長から, 平成23年10月26日開催の役員会において, 佐賀大学海浜台地生物環境研究センターと農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センターを統合し, 農学部附属の新センターとすることが決定されていた旨, また, 平成24年7月6日開催の総合研究戦略会議において, 佐賀大学海浜台地生物環境研究センターの廃止について審議了承されている旨の説明があり, 協議の結果了承され, 直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) 東日本大震災で被災された佐賀大学志願者への検定料免除の特例措置について

学長から, 本件について, 東日本大震災被災者の経済的負担を軽減し, 受験生の進学機会の確保を図るため, 平成25年度以降も学部入学者選抜試験について, 入学検定料免除の特例措置を実施するための学則を制定するものである旨の説明があった。

また, 瀬口理事から, 平成24年度入試においては, 期限付きの規則を制定し特例措置を実施したが, 震災の復興状況等を勘案し, 今回は有効期限の

ない規則とし、特例措置が不要と判断された時点で廃止の規則を制定すること、適用する入試は、平成25年度以降の学部入試（平成24年4月以降に願書受付を行った入試）とし、大学院は適用しないこと等の補足説明があった。

また、入試課長から、本特例措置の趣旨、対象試験、措置内容、免除の対象者、申請方法、過去の本学への当該被災地域からの志願者数、他大学の取組状況、今後のスケジュール等について概要説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 英語能力試験の実施について（案）

学長から、本件は、学生の英語力の向上等を図るための、英語能力試験（TOEIC等）の実施について、その基本的な考え方や実施方法等について策定するものである旨の説明があった。

また、瀬口理事から、学生に明確な学習目標を与え、自律的かつ持続的な学習を促し、英語教育の改善及び教育の質保証に資するために実施すること、平成25年度以降に入学した全学部学生を対象に、1年次及び2年次に実施すること、導入する英語能力試験はTOEIC-IPであること等の概要説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 寄附講座の設置について

学長から、本件は、フクダ電子株式会社から、「先端心臓病学講座」の寄附講座設置の申込みがあったことに関する案件である旨の説明があった。

また、中島理事から、本寄附講座は、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの3年間、60,000千円の寄附申込額で設置される旨及び心不全の病態解明と新規診断・治療法の開発を行うと共に、地域医療機関や関連部署と連携を図り在宅心不全管理医療を確立するための研究を充実させる中核的組織を構築する本寄附の目的等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(5) その他

特になし

【報告事項】

(1) 平成24年度佐賀大学学位記授与式（9月期）及び平成24年度佐賀大学入学式（10月期）の挙行について

総務課長から、本件について、開催日時、式次第等、開催概要について案

内があり、併せて理事等への出席依頼があった。

(2) 経済学部改組について

岩本理事から、本件は、平成24年8月10日の臨時役員会（持ち回り審議）で審議・決定された経済学部改組の案件であり、平成24年8月20日付けで文部科学省から設置の承認について通知があったこと、設置計画の内容に修正が必要とされる意見はなく、要望意見への対応を精査し、設置報告書は速やかに提出したいとの発言があった。

(3) 平成25年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金概算要求額（文部科学省）の概要について

学長から、本件は、文部科学省から財務省へ要求された概要である旨の説明があった。

次いで、財務課長から、本学に関する要求事項の概要で、本要求額には重点要求額も含まれているため、政府案においては減額となる場合がある旨の説明があり、運営費交付金予定額は対前年度353百万円（3.29%）減であり、主な増減要因は給与改定臨時特例等である旨、また、特別経費の新規プロジェクト分で3件及び基盤的設備等整備の更新で1件が認められたことなどについて報告があった。

また、企画管理課長から、平成25年度国立大学法人佐賀大学施設整備費要求事項について、文部科学省から財務省への平成25年度国立大学法人等施設整備概算要求事業と併せて報告があった。

(4) 佐賀大学役職員宿舎整備計画について（中間報告）

財務課長から、本件について、中期目標において、『『保有資産の効率的利活用に向けた運用計画』に基づき、役職員宿舎や福利厚生施設等を有効活用するための措置を講じる。』こととしていることや平成22年9月に施設マネジメント委員会の下に「役職員宿舎整備計画検討WG」を設置し検討を行ってきたこと等の趣旨・背景の説明があり、整備内容、整備時期、整備の財源など、検討した内容の中間報告として、佐賀大学役職員宿舎整備計画（第二次案）を策定した旨の報告があった。また、入居者への配慮について、改修後の宿舎に入居する際にかかる引越し費用の一部を大学が助成することなど、取扱いについて詳細な説明があり、併せて、平成25年4月から入居制限を開始する旨の説明があった。

(5) 国立大学法人佐賀大学短期留学プログラム規程の一部改正について

国際課長から、本件について、海外の大学からの要望に応えるべく、短期留学生の本学への受け入れ機会の拡大のため、所要の改正を行った旨の報告があった。

(6) シドニー工科大学（オーストラリア）との大学間学術交流協定及び学生交流覚書の締結について

国際課長から、交流の申し入れのあったシドニー工科大学について、授業料不徴収、英語能力、安全確認等の諸条件が整い、大学間学術交流協定及び学生交流覚書を締結した旨の報告があった。

(7) その他

○運営費交付金の臨時的措置に対する対応について

学長から、本件について、特例公債法案が未成立のため、平成24年8月31日の閣議において、財務大臣より、9月以降の執行抑制について要請があったこと、なお、この執行抑制は特例公債法成立までの間、国の予算の支出時期の調整を行うものであり、予算を削減するものでないこと、本学の対応としては、平成22年度目的積立金等の財源で対応可能であることから、教育研究の実施に影響を与えないためにも執行抑制を部局に要請しない旨の説明があった。

【その他】

○学長補佐の再任について

学長から、平成24年9月30日で学長補佐の任期が終了することに伴い、引き続き、現在の学長補佐の方々にお願いしたいと考えており、直近の拡大役員懇談会において、依頼する予定である旨の発言があった。

以 上